

陳情第153号

令和8年 5月 8日

川崎市議会議長 原 典 之 様

多摩区在住者

管理職時間外勤務申請制度の実効性確保についての陳情

陳 情 の 要 旨

管理職時間外勤務申請制度について、実施状況を把握し、制度の実効性を検証の上、必要な改善又は見直しを講じていただきたい。

陳 情 の 理 由

本市において運用されている管理職時間外勤務申請制度は、勤務実態の把握及び適切な労務管理を目的とするものであり、組織運営の基盤となる重要な取組である。また、当該制度により得られる情報は、職員配置及び業務量の適正化に資するものと考えられる。

当該制度については、令和2年4月1日からの運用開始以降、管理職が時間外・休日に勤務した場合には、職員情報システムによる申請を行うこととされており、さらに令和6年11月19日付「6川総人第1514号」通知においても、申請未実施の事例が見受けられることを踏まえ、申請の徹底及び勤務時間の適切な把握・管理について周知がなされているところである。

所管課においては、周知の徹底等、制度の定着に向けた取組が行われているところであるが、所管課への確認において、令和8年3月末の一定期間（1週間）の状況として、申請率が約53パーセントにとどまっているとの説明が示されており、制度の前提となる全体的な運用が十分に確保されているとは言い難い状況にあると考えられる。また、自己研鑽として取り扱われる時間の解釈や申請基準に関する考え方に一定の幅が見られることから、勤務実態の把握という制度本来の目的に照らし、その実効性について検証の余地があるものと考え

られる。

このような状況において、勤務実態が適切に把握されない場合には、業務量の偏在や長時間労働の状況が把握しにくくなり、適切な人員配置や業務改善に関する判断に影響を及ぼすおそれがある。その結果、行政サービスの提供体制に支障が生じ、対応の遅延やサービス水準の不均衡等を通じて、市民に不利益が生じる可能性も否定できない。

以上を踏まえ、当該制度について、申請率等の客観的指標により実施状況を的確に把握し、その結果を明らかにするとともに、制度運用に関する基準の整理及び全庁的な統一を図られたい。また、当該制度が勤務実態の把握及び組織運営に資するものとなっているかについて検証を行い、その結果に基づき、必要な改善又は見直しを講じられるよう陳情するものである。